

[事案 2020-56] 年金増額請求

・令和2年9月25日 裁定終了

<事案の概要>

保険証券記載の年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年3月に契約した年金保険について、以下等の理由により、保険証券記載の年金額を源泉徴収後の金額として支払ってほしい。

- (1) 保険証券には年金額から源泉徴収する記載がなく、保険会社の手数料・諸経費、税金を引いた手取り金額と認識していた。
- (2) 契約時から年金開始手続きの案内が届くまで、保険会社から、保険証券に記載された年金額が源泉徴収により減額されるという説明もなかった。

<保険会社の主張>

源泉徴収は本契約の内容ではなく、法令に則り所得税および復興特別所得税を源泉徴収しているにすぎない。また、保険会社として積極的に説明すべき義務もないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険証券記載の年金額を源泉徴収後の金額として支払うことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。